

【研究ノート】

アクセシビリティ支援室の在り方と  
方向性に関する調査研究

——教職員へのアンケート調査から——

田 実 潔

田 辺 毅 彦

## 研究ノート

## アクセシビリティ支援室の在り方と方向性に関する調査研究 ——教職員へのアンケート調査から——

田 実 潔 田 辺 毅 彦

## 目次

1. はじめに
2. 目 的
3. 方 法
4. 結果と分析
5. 考察と今後の課題

## 【要旨】

障害を理由とする差別の解消法が施行され、それをうけて本学で障害のある学生を支援するアクセシビリティ支援室が開設されて5年目となる。昨年度、開設後初めての卒業生を送り出したが、これを機に全学の教職員を対象にアンケート調査を行い、アクセシビリティ支援室の今後の方向性を探ることとした。得られたデータを統計分析処理し、アクセシビリティ支援室の現状と今後の課題について明らかにすることを目的とした。分析の結果、①アクセシビリティ支援室単独の支援活動よりも全学的に有機的連携による協同支援が必要であることが示唆され、さらに②障害のある学生の就労支援のための具体策の必要性や③入学前相談や事前協議などの情報交換と共有の重要性、④アクセシビリティ支援室運営を支える人材育成等も示唆された。これらを受けて全学的な検討や組織改編が今後の課題であることが明確となった。

### 1. はじめに（問題の所在）

2016年、政府は閣議決定により「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）を施行した。この法により、国公立大学をはじめとする高等教育機関においても、障害のある人に対する不当な差別的扱いや合理的配慮に基づく支援の不提供が禁止となり、私立大学でも準ずる形で努力義務とされた。障害者差別解消法の施行後、全国の大学で障害学生支援の方針を定めたり障害のある学生を支援する部署を新たに学内に設置するなど、障害のある学生への対

応体制が徐々にとられつつある。(1), 2) 本学でも障害者差別解消法の施行と同時に、障害のある学生の学修を支援するアクセシビリティ支援室を立ち上げており、この間の活動については教育芸術新聞（参考文献）に取り上げられており、その他にも田実<sup>3), 4)</sup>による学会報告がある。

このように、各大学等において、障害のある学生への支援は、一見組織的に取り組まれつつあるように思われるが、後藤ら<sup>5)</sup>は、障害のある学生を対象に自由記述式で困りごと等に関する意識調査を行い、約50%のケースで障害のある学生の困りごとが解決されてい

キーワード：障害のある学生、アクセシビリティ支援室、アンケート調査

ないことを報告している。これは、適切な相手や機関に相談していなかったり、そもそも合理的配慮の枠組みでは解決できないケースであることも考えられるが、大学等の高等教育機関における障害学生支援体制の不十分さにも起因するとしており、支援室などの環境整備だけでは実りのある障害学生支援にならない可能性を示している。同じように、佐藤ら<sup>6)</sup>は、障害学生支援に関する調査データの少なさを指摘し、支援体制の強化や制度設計、物理的環境改善、アクセシビリティの向上などの障害のある学生支援の改善には量的データベースを含めたエビデンス・ベースド・アプローチによる一般化された考察の必要性を述べている。

## 2. 目 的

そこで、以上のような問題意識を踏まえ、本学でもアクセシビリティ支援室開設から5年目を迎えるにあたることから、アクセシビリティ支援室の現状と課題を教職員へのアンケート調査を基に明らかにしつつ、大学としての障害学生支援の今後の在り方について考察することとした。

## 3. 方 法

本学専任教員140名(教授92名, 准教授25名, 専任講師21名, 助教2名)と事務職員138名を対象に質問紙によるアンケートを行った。

回収率は42.8%(教員30.0%, 事務55.8%)であった。調査項目は、個人の属性に関する質問が4項目、アクセシビリティ支援室に関する一般的な質問項目が16項目、アクセシビリティ支援室との関わりや今後についての質問項目が4項目の合計24項目である。調査にあたっては、回答者個人を特定できないよう充分配慮した上、回答データについては施錠される部屋において厳重に管理した。

回答者の主な属性は Fig. 1, 2の通り。なお、質問内容の概要を Table 1に示した。

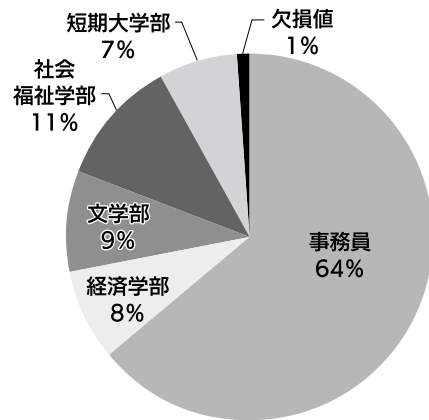


Fig.1 回答者の所属

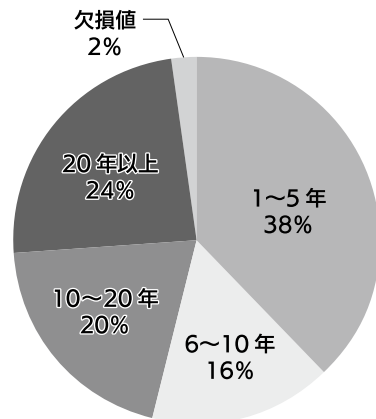


Fig.2 回答者の職歴

## 4. 結果と分析

Q9およびQ10, Q24の結果をそれぞれ Fig. 3~5に示した。

Q9, 支援の対象と考えられる障害のある学生とは

視覚障害学生 98.3%

聴覚障害学生 98.3%

運動障害のある学生 90.0%

精神障害のある学生(診断あり) 85.0%

精神障害が疑われる学生(診断なし) 68.3%

Table 1 質問内容

① あなたの性別は？	もの以外は本学では対応していませんが、将来的には
② あなたの職種は？	授業以外の生活面での支援にも取り組むべきだと思いますか？
③ あなたの本学での職歴は？	
④ 管理課経験（学科長以上や事務課長以上の管理職が ありですか？	⑬ 学外での活動実習やクラブ活動、大学としてのボラン ティア活動等）において、支援を必要としている学生 がいれば支援するべきですか？
⑤ アクセシビリティ支援室という名称はご存じですか？	⑭ ⑮や⑯のような支援を行う場合、現状のアクセシビリ ティ支援室スタッフで充分対応できると思いますか？
⑥ アクセシビリティ支援室の設置場所はご存じですか？	⑰ アクセシビリティ支援室を担当する事務職員にはある 程度の専門性が必要だと思いますか？
⑦ アクセシビリティ支援室の事務スタッフはご存じで すか？	⑱ アクセシビリティ支援室養費会の教員にはある程度 の専門知識が必要ですか？
⑧ 室長以外のアクセシビリティ支援室委員教員はご存 じですか？	⑲ 現在アクセシビリティ支援室のCSW（キャンパスソ ーシャルワーカー）は専任事務職員ではありませんが、 専任化が望ましいですか？
⑨ アクセシビリティ支援室で支援をする対象の学生と は、どのような学生でしょうか？	⑳ この1年間で、授業や学生対応等で、発達障害やなんら かの配慮が必要と思われる学生さんがいましたか？
⑩ アクセシビリティ支援室で支援する範囲はどこまで でしょうか？	㉑ この1年間で、授業や学生対応等で、アクセシビリ ティ支援室に紹介や情報提供した学生さんがいました か？
⑪ アクセシビリティ支援室から発行されている『アクセ シ便り』は、お目通し頂いていますか？	㉒ 来年以降、授業や学生対応等で、発達障害やなんら かの配慮が必要と思われる学生さんがいた場合、どこに 紹介や話題提供をしますか？
⑫ 大学HPのアクセシビリティ支援室のHPをご覧に なりましたことがありますか？	㉓ 今後アクセシビリティ支援室の活動として期待される ことは何でしょうか？
⑬ アクセシビリティ支援室規定やガイドラインをご覧 になったことがありますか？	
⑭ 障害のある学生や支援を必要としている学生へのサポ ートは、アクセシビリティ支援室にすべてお任せした 方がよいですか？	
⑮ 授業以外の生活面での支援は、授業と直接関係のない	

発達障害のある学生（診断あり） 90.8%  
 発達障害が疑われる学生（診断なし） 69.2%  
 授業について来れない学生 21.7%  
 欠席の多い学生 13.3%  
 経済的困難のある学生 7.5% であった。

Q10, 支援する範囲は

授業での支援 97.5%  
 通学での支援 27.5%  
 大学生活上の支援 55.0%  
 学外での実習支援 45.8%  
 学外でのボランティア支援 10.8%  
 学外受講生で障害のある人への支援 31.6%  
 障害のある留学生への支援 54.2%  
 就活や卒業後の支援 24.2%  
 入学試験での支援 45.8% であり、

Q24, アクセシビリティ支援室への今後の  
期待（複数回答）では、

- 1位 授業での教員支援
- 2位 支援を担える人材育成

- 3位 入学前対応
- 4位 支援事務職員へのサポート
- 5位 啓発活動
- 6位 就労支援 であった。

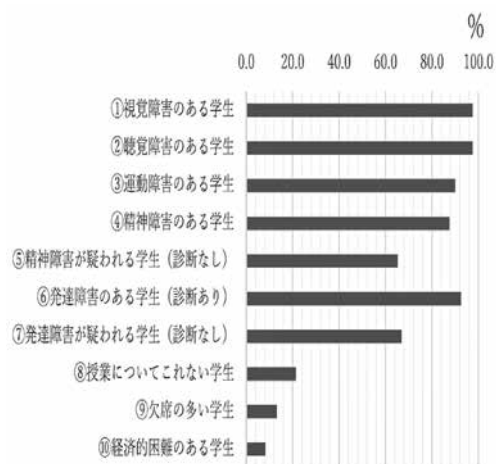


Fig.3 支援の対象とする学生

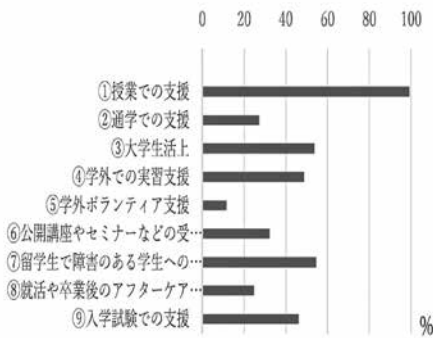


Fig.4 支援の範囲

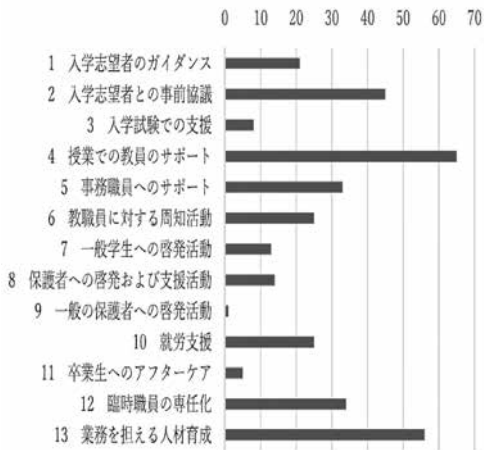


Fig.5 期待される支援

また、Q5～Q8およびQ11～Q20についても、基礎集計の結果を以下に記す。

Q5名称の周知

YES 97.4% NO 2.6%

Q6アクセシビリティ支援室の設置場所

YES 95.0% NO 5.0%

Q7事務スタッフを知っている

YES 84.2% NO 15.8%

Q8室長以外の教員委員を知っている

YES 60.0% NO 40.0%

Q11広報誌の閲覧

常に読む 33.3% 時々読む 39.1%

あまり読まず 21.7% 全く読まず 5.8%

Q12HPの閲覧

Yes 40.9% No 59.1%

Q13支援室規定やGLの承知

Yes 39.7% No 60.3%

Q14すべての要支援学生に対するサポート責任

ある 18.6% ない 42.4% 不明 40.0%

Q15生活支援の必要性

ある 15.0% ない 38.2% 不明 46.8%

Q16学外での活動での支援必要性

ある 22.5% 条件付きある 45.9%

ない 11.7% 不明 20.0%

Q17スタッフ数

充分 4.0% 不十分 73.4% 不明 22.6%

Q18事務職員の専門性

必要 87.6% 不要 2.4% 不明 10.0%

Q19担当教員の専門知識

必要 78.0% 不要 4.2% 不明 17.8%

Q20CSWの専任化

必要 50.4% 不要 11.6% 不明 38.0%

一方、支援室からの情報取得に対する積極性（HP視聴とガイドライン等）の相違、支援室への依存の有無、生活支援までの必要性の有無などに注目して、Q11「アクセシ便り」を読む（情報確認レベル）、Q21この1年で、発達障害や配慮を必要とする学生がいた（認知レベル）、Q22学生対応において情報提供をした学生がいた（学生に働きかけるレベル）といった3段階で差がみられるのか検討を行った。その結果、以下に示すような結果になった。

Q12アクセシビリティ支援のHPを見たことがある人は、そうでない人に比べて、Q21学生の認知に差はなかったが、Q11情報確認（ $t=-3.0, df=119, p<.01$ ）、学生への働きかけ（ $t=-2.1, df=114, p<.05$ ）は有意に高かった。情報確認や学生への働きかけは中程度、学生の認知は低かった。Table 2に分析結果を示す。

Table2 Q12アクセシビリティ支援室のHP確認の有無と、学生への関わりとの関連

学生への関わり		度数	平均値(SD)	t値	自由度	有意性
①情報確認	有	44	1.68(0.86)	-2.96	119	**
	無	77	2.18(0.93)			
②学生の認知	有	41	2.39(1.24)	-1.25	115	n.s
	無	76	2.68(1.19)			
③学生への情報提供	有	40	3.30(1.27)	-2.09	114	*
	無	76	3.70(0.78)			

\*\*P<.01, \*P<.05

Q13支援室規定やガイドラインを見たことがある人は、そうでない人に比べて、情報確認 (t=-6.4, df=118, p<.01), 学生の認知 (t=-3.3, df=114, p<.01), 学生に働きかけること (t=-4.1, df=113, p<.01), いずれも有意に高かった。情報確認, 学生の認知は中程度, 学生への働きかけは低かった (Table 3)。

Table3 Q13アクセシビリティ支援室の規定・ガイドライン確認の有無と、学生への関わりとの関連

学生への関わり		度数	平均値(SD)	t値	自由度	有意性
①情報確認	有	44	1.39(0.69)	-6.38	118	**
	無	76	2.36(0.86)			
②学生の認知	有	41	2.10(1.24)	-3.34	114	**
	無	75	2.85(1.12)			
③学生への情報提供	有	41	3.12(1.23)	-4.07	113	**
	無	74	3.84(0.66)			

\*\*P<.01, \*P<.05

Q14障がいのある学生を、支援室に任せたほうが良いと思う人もそうでない人も、共に差がなく、情報確認, 学生の認知は中程度, 学生への働きかけは低かった (Table 4)。

Table4 Q14障がいのある学生を支援室に任せるかどうかと、学生への関わりとの関連

学生への関わり		度数	平均値(SD)	t値	自由度	有意性
①情報確認	任せる	22	2.23(1.02)	1.17	72	n.s
	任せない	52	1.96(0.84)			
②学生の認知	任せる	22	2.55(1.14)	0.91	68	n.s
	任せない	48	2.27(1.18)			
③学生への情報提供	任せる	22	3.27(1.20)	-1.2	68	n.s
	任せない	48	3.63(0.98)			

\*\*P<.01, \*P<.05

質問⑮将来的には、生活面での支援にも取り組むべきだと答えた人の方が、そうでない人に比べて、情報確認, 学生の認知共に中程度で差がないが、学生への働きかけは低かったが有意に多かった (t=-2.4, df=57, p<.05)。

Table5 Q15アクセシビリティ支援室による生活支援の必要性と、学生への関わりとの関連

学生への関わり		度数	平均値(SD)	t値	自由度	有意性
①情報確認	有	18	1.94(1.06)	-1.26	60	n.s
	無	44	2.25(0.78)			
②学生の認知	有	18	2.17(1.30)	-1.6	57	n.s
	無	41	2.73(1.23)			
③学生への情報提供	有	18	3.11(1.28)	-2.37	57	*
	無	41	3.78(0.85)			

\*\*P<.01, \*P<.05

## 5. 考察と今後の課題

アクセシビリティ支援室そのものに対する認知度については、3年間の取組により周知が進んでいることが示された。設置場所が、大学事務室に隣接しており、教職員とも目につきやすい設置場所であることも大きな要因であろう (質問項目⑤~⑧)。支援が必要な学生についても、代表的な聴覚や視覚等の障害だけではなく、精神障害や発達障害についても対象と理解されており、基本的な理解は進んでいると思われる。さらには、精神障害や発達障害についても、診断がなされていなくても学生の困り感や教職員の気づきにも対応する、と支援室のガイドラインに明記しているが、そのことについても一定の理解を得られている様である。但し、これらの診断のない障害学生支援については、無制限に対応するのではなく、少なくとも臨床心理士の所見等は必須とすることが求められるであろう。さらに、精神障害や発達障害の学生に関しては、カウンセリングなどを含めた継続的な支援が欠かせないため、既存の学生相談支援センターとの連携を強化する必要があると

思われる。篠田ら<sup>7)</sup>も、臨床心理士によるアセスメントを重視しており、親の相談ニーズも高いことから、障害学生本人に限らず保護者も抱える不安などへの心理臨床的支援ニーズへの対応における臨床心理士の役割に言及している。

一方、支援の範囲については、通常の大学における授業は当然のことと認知されているが、通学支援や生活支援などについては、合理的配慮に基づく線引きを明確にする必要もあるだろう<sup>(10)</sup>。今回の結果からは、授業における支援の必要性を求める声が圧倒的に高い(97.5%)が、現実的には、授業での支援には、聴覚障害におけるノートテイクや視覚障害における機器提供といったハード面での支援だけでなく、発達障害における学習方法や内容の理解支援といったソフト面での支援も要請されており、これらの支援については、アクセシビリティ支援室だけでは十分ではないため、既存の学習支援センターとの連携も必要であると思われる。森<sup>8)</sup>は、カウンセリング機能とコーディネート機能を学生相談室と障害学生支援の部署に固有のものとし、その分担を柔軟に組み合わせることを提案している。特に発達障害のある学生支援においては、メンタルヘルスの対応に関する体制整備が欠かせず、本学においても学生相談センターや保健室とアクセシビリティ支援室との有機的連携を行っているが(ケース会議)、さらなる柔軟な連携が求められよう。その点では、2020年度から、学生支援を俯瞰的に統合し掌握する学生部が新設されたことは、本学の障害学生支援にとっても確実な前進であると思われる。残念ながら、コロナ禍により、遠隔授業が中心となっていたため、現在のところは各部署の縦割り構造を排除した連携までには至っていないが、今後の本学での取組が大いに期待されることである。

アクセシビリティ支援室理解のための啓発活動や支援の合理性をめぐる判断等<sup>(11)~(16)</sup>

については、まだ全学的な理解が十分ではないが、啓発活動に対しては広報紙の閲覧に対して、常に読む(33.3%)、時々読む(39.1%)を合わせて7割以上の教職員が関心を持っており、HPの閲覧は41%が閲覧していることがわかる。しかしながら、「すべての要支援学生に対するサポート責任」に対して、不明と回答した者が40%、「生活支援の必要性」にも不明と答えた者が47%、「学外での活動での支援必要性」にも不明と答えた者が20%いた。これは、要支援学生に対する支援の範囲について判断を保留する意見が多いことを示しており、本学の中での合意ができていないことを示唆している。たとえば、アクセシビリティ支援室への今後の期待の一つとして、6位に就労支援が入っているが、実際に、発達障害を抱える学生の就職活動に関して、大学内の就職支援課、地域の発達障害支援センター、就労継続支援や就労移行支援施設との連携を進めてきた例がある。今後も、このような事例を通じて、アクセシビリティ支援室の就職支援における役割について模索し、確認していく必要があると思われる。

また、支援に関する専門性の担保<sup>(17)~(20)</sup>については、専門性を求める声大きいのが、それは「障害学生支援は専門家に任せておけば良い」という考え方にも繋がるものであり、誰もがができる支援を目指すことも考えていく必要があるだろう。

障害のある学生を受け入れることは、大学として高等教育の提供を保障することに他ならないが、その大前提を確保した上で、それ以上どこまで支援できるかは、アクセシビリティ支援室における合理的判断にかかっている。独善的な合理的判断ではなく、全学的観点にたった、教職員との円滑な人間関係の構築があった上での判断が求められよう。

以上、本学での活動を基に、本学が直面する現状と課題について述べてきたが、これらの課題はすべて、本学だけに限らず、日本中

の大学が抱える問題であり、我々の問題を解決するためには、他の大学の試みが非常に大きな参考となるに違いない。したがって、今後も他大学と問題を共有して、お互いに意見交換しながら、事例を積み上げていくことが重要であろう。

そして、今回は、十分検討できなかったこととして、アクセシビリティ支援室への今後の期待の一つとして挙げられている「アクセシビリティ支援室業務を支える人材養成(2位)」、「入学志望者との事前協議など入学前対応(3位)」などについても、今後検討していきたい。これらの問題の検討は、障害を抱えた学生に、入学から卒業まで切れ目のない支援を行う際の有力な情報となると思われるからである。

アクセシビリティ支援室の情報提供と教職員の実際の活動について、支援室からの情報取得に対する積極性(HP視聴とガイドライン等)の相違、支援室への依存の有無、生活支援までの必要性の有無などに注目して、①「アクセシ便り」を読む(情報確認レベル)、②この1年で、発達障害や配慮を必要とする学生がいた(認知レベル)、③学生対応において情報提供をした学生がいた(学生に働きかけるレベル)といった3段階で差がみられるのか検討を行った(Table2~5)。その結果、全体の傾向として、支援室からの情報取得に対して積極的な人ほど、当然ながら、情報確認、学生認知、共に中程度ながら高いが、実際の学生への働きかけは低いことがわかった。また、支援室への依存や生活支援の要請の有無に関しては、情報確認、学生認知、共に中程度で差がなかったが、学生への働きかけは低いものの積極的であった。したがって、今後の支援室の役割として、情報取得に対して積極的な人を増やすことが重要であり、そのためには、今後も情報提供を継続的に行うことが必要であると考えられる。佐藤ら<sup>6)</sup>の研究でも、今後大学等の高等教育機関が取り

組むべき課題として、最も多く挙げられた課題は予算獲得や学内連携、啓発活動(教職員の理解促進)、専門スタッフの専門性担等が示されており、本研究結果とも一致を見ることができるといえる。

#### 【文献】

- (1) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(2012):大学および短期大学における障害学生支援担当者の業務内容・専門性に関する実態調査報告書。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構(2017):平成28年度(2016年度)大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。
- (3) 田実潔(2018):障害のある学生支援における合理的配慮の妥当性ーアクセシビリティ支援室2年間の取組からー。第40回大学教育学会
- (4) 田実潔(2019):4年目を迎えたアクセシビリティ支援室の現状と課題。第41回大学教育学会
- (5) 後藤悠里,佐藤剛介,村田淳,望月直人,桑原斉,中津真美,植田健男(2019):高等教育機関における障害学生が抱える困りごとの検討ー自由記述回答の分析を通してー。高等教育と障害,第1巻1号,pp34-44。
- (6) 佐藤剛介,望月直人,村田淳,後藤悠里,桑原斉,中津真美,植田健男(2020):高等教育機関における障害学生支援に関するエビデンスー障害学生支援担当者と国立大学の現状ー。高等教育と障害,第2巻1号,pp1-13。
- (7) 篠田晴男,島田直子,篠田直子,高橋知音(2019):大学生の発達障害関連支援ニーズを踏まえた障害学生支援体制構築の課題。高等教育と障害,第1巻1号,pp61-73。
- (8) 森麻友子(2017):発達障害学生に対する学生相談(カウンセリング機能)と障害学生支援(コーディネート機能)を組み合わせた支援の検討ー中規模大学の障害学生支援室の実践からー。学生相談研究,38巻,pp12-22。

#### 【参考文献】

田実潔(2017):北星学園大学アクセシビリティ支援室の取組。教育学術新聞2017.9.13付。日本私立大学協会



